

鹿児島市交通局センターポール照明 LED 化実施設計業務委託仕様書

1. 業務名

鹿児島市交通局センターポール照明 LED 化実施設計業務委託

2. 業務場所

(1) 鹿児島市交通局併用軌道センターポール区間 (L = 8. 1 2 3 k m)

3. 業務期間

契約締結の日から令和2年 3月10日まで。

4. 業務の目的

鹿児島市交通局でセンターポール照明に使用されている水銀灯492個を LED へ更新するための課題等を整理し、機種を選定やケーブル更新等に要する概算工事費の算出並びに図面や更新スケジュール等を作成するために設計業務を行うもの。(別紙1参照)

5. 業務の内容

(1) 業務計画書等

受注者は、仕様書に示す業務内容を確認し、以下に示す事項について業務計画書を作成し発注者の承認を得ること。

- ①業務概要
- ②実施方針確認(昼間・夜間の調査工程を立案する。)
- ③業務工程
- ④業務組織計画
- ⑤打合せ計画
- ⑥成果品を確保するための計画
- ⑦成果品の内容、部数
- ⑧使用する主な図書及び基準
- ⑨連絡体制

(2) 現地踏査

現地でセンターポール照明回路や、照明を制御する分電盤等の位置及び動作状況を確認する。また、工事時の交通規制・施工ヤード等の施工性の判断に必要な現地状況の把握を行う。

(3) 機種の検討

現地踏査の結果をもとに、センターポール照明の選定に必要な条件を整理し最適案を抽出し設計に反映させる。また、経済性、施工性についても確認する。

(4) 図面作成

上記の最適案について工事発注に必要なセンターポール照明設備平面図、センターポー

ル照明設備配線図等を作成する。なお、図面作成に必要な平面図データは発注者より提供する。

(5) 数量計算

設計した図面等をもとに数量総括表、数量計算書等の作成を行い、部材・機器類ごとに数量算出を行う。

(6) 施工計画

現地の状況を考慮したうえで、更新に支障がないよう工事工程表を作成する。

(7) 概算工事費

数量総括表、数量計算書等にもとづき概算工事費の算出を行う。

6. 業務の処理等

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、目的、趣旨等を十分に理解した上で最高の技量を発揮して、遂行すること。
- (2) 受注者は、設計の実施にあたり発注者の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、業務に必要な調査・打ち合わせを適切に行い設計するとともに、設計に必要な資料等を作成すること。
- (4) 受注者は、業務の詳細及び該当作業の範囲について発注者と事前に十分な打ち合わせを行い、業務を的確に達成すること。
- (5) 受注者は、設計を行うにあたって、業務に必要な関係機関等との協議を十分かつ適切に行い、記録を取り設計に反映させること。
- (6) 設計は、軌道法その他関係法令上の諸条件に適合するようにすること。
- (7) 設計に当たり特殊な機材を使用する場合は、予め発注者の承諾を得ること。
- (8) 建設工事費については、コスト縮減に努めること。
- (9) 施設完成後の維持管理や将来の運営等に十分配慮した設計を行うこと。
- (10) 交通渋滞対策等周辺環境に十分配慮した計画とすること。
- (11) 受注者は、本業務で知り得た事項については、発注者の承諾を得ることなく他に公表又は転用してはならない。
- (12) 本業務の適切な遂行を図るため、発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、その協議事項については記録し、速やかに提出するものとする。
- (13) 受注者は、作業の途中において、発注者が中間報告を求めたときは、直ちに報告を行うこと。
- (14) 発注者は、受注者に対し、部分使用を請求することが出来るものとする。
- (15) 受注者は、設計及び報告書作成に際し、必要な図書資料等がある場合においては、所定の手続きを行ったうえで借り受けること。
- (16) 受注者は、貸与された関係資料を外部に漏らしてはならず、業務の完了後は速やかに発注者に返還すること。
- (17) 受注者は、業務に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記すること。
- (18) センターポール照明 LED 化の一部は、令和2年度の発注を予定しているため、区間等を確認のうえ、工事費概算書を10月末までに提出すること。

7. 報告書作成

受注者は業務完了後遅滞なく、次の成果物等を提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 工事工程表
- (2) 工事費概算書（諸経費含む）
- (3) 請負工事費算出表（金入り）
- (4) 積算数量算出書（明細書）
 - ①積算根拠内訳明細書
 - ②材料拾出表
 - ③歩掛根拠資料
 - ④単価根拠資料（刊行物写し、見積書原本（3社以上））
 - ⑤見積比較表及び複合単価作成表
 - ⑥各種計算書（電圧降下、照度等）
 - ⑦その他必要なもの
- (5) 各計算書（基礎の安定計算・応力計算・電圧降下計算等）
- (6) 現場調査記録書（既設図、現況写真等）
- (7) 図面（工事発注図）

A3判（縮小）2つ折製本、背表紙・表紙レタリング
- (8) 関係機関等との協議記録書
- (9) 電子データ（CD-R）

8. 前払金の支払い

受注者は、業務委託料が100万円以上の契約について、10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

9. 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時又は完了時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「通知書」を作成し、発注者の確認を受けたうえ、受注者は契約後10日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土、日、祝日等を除く）に、完了時は業務完了後10日以内（土、日、祝日等を除く）に、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

また、登録完了後は、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに発注者に提出しなければならない。

10. 秘密の保持

鹿児島市個人情報保護条例に基づく別記「秘密保持等取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行うこと。

11. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

暴力団関係者等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。

また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

12. その他

(1) 打合せ等

業務着手時・中間（1回）・成果物納入時の他、必要に応じて実施する。

(2) 関係機関との協議

作業計画作成時や事業工程（更新計画）の検討の際には、関係機関（鹿児島県・鹿児島市・公安委員会・その他関係機関等）と必要に応じ十分に協議を行うこと。また、協議や手続きに必要な資料及び議事録等の作成も行うこと。

(3) 技術者の専門性

当業務は、電気に関わる業務であるため、建築設備士の資格を有するものを配置させること。

(4) 業務の疑義

受託者は、契約書又は本仕様書に明記されていない事項や本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、その指示に従うこと。